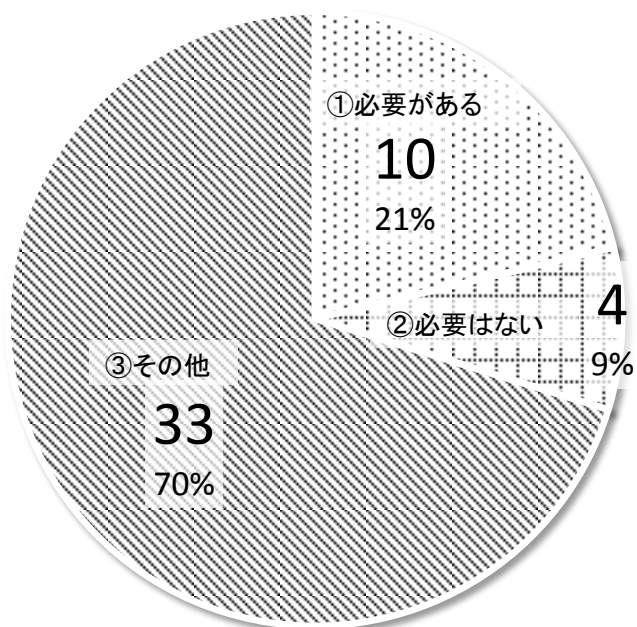


特別区の設置に係る各政党の制度改正案に関する調査結果

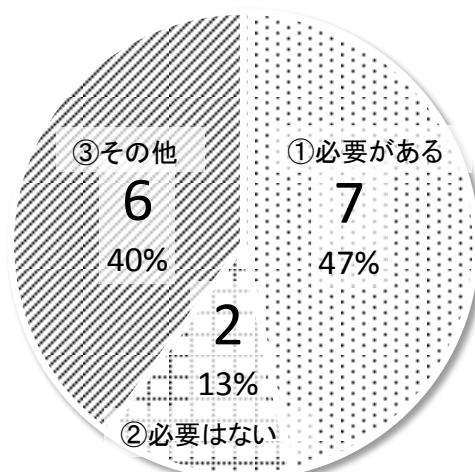
全般的事項

設問1 東京都以外に特別区を設置する制度を法律で設ける必要があるか？

全47都道府県の回答



指定都市を有する15団体の回答

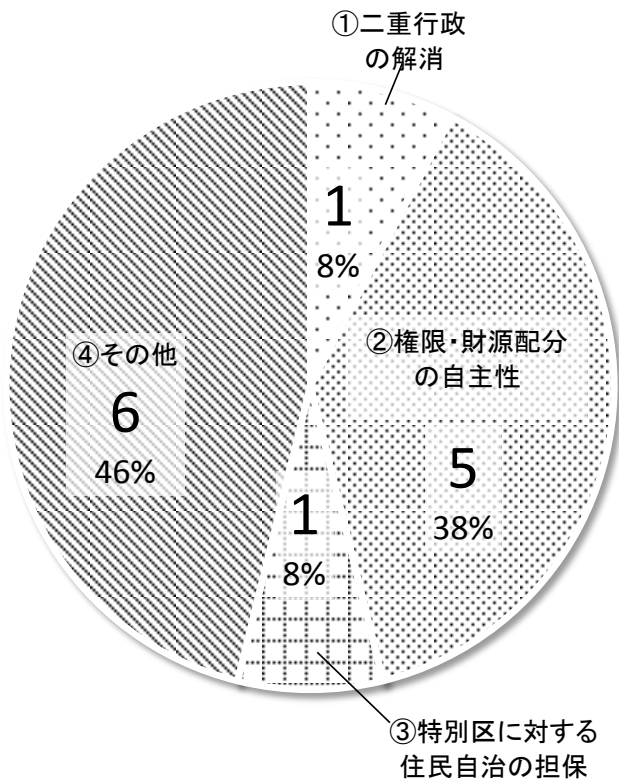


設問1 その他意見（抜粋要約）

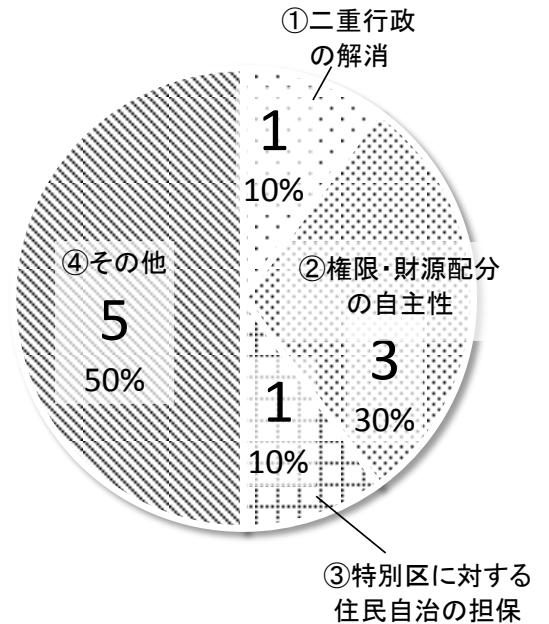
- ・制度の内容次第であり、必要と考える道府県が選択できる制度であれば必要。
- ・大都市問題は、制度的解決よりも、県市の密接な連携により、相当程度解決できる。
- ・国地方の役割分担や地方自治制度全体のあり方を含めて議論すべき。

設問2 必要がある理由は？（設問1で「①必要がある」と答えた10団体）

10団体の回答



10団体のうち
指定都市を有する7団体の回答



(注) 指定都市を有する団体のうち、2団体が2項目以上回答したため、団体数と円グラフ内件数の総数が一致しない。

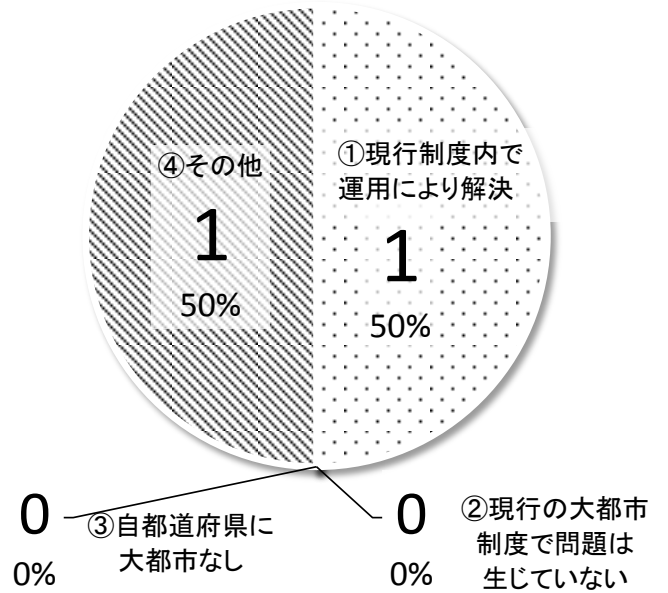
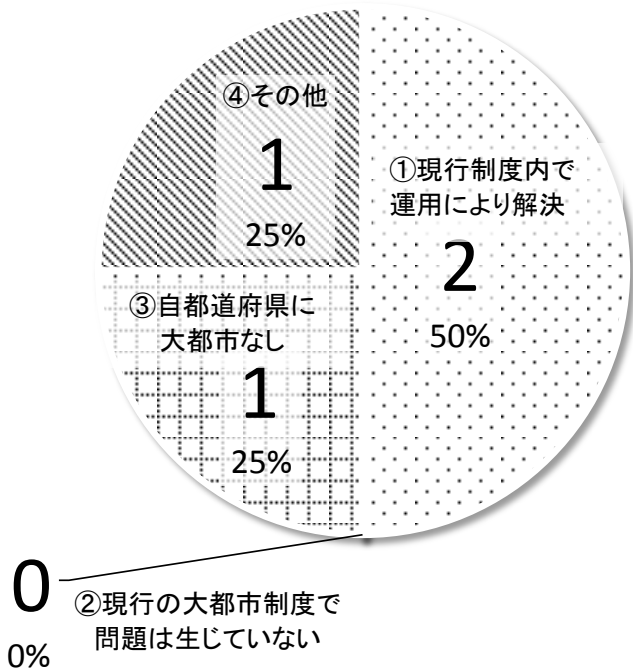
設問2 その他意見(抜粋要約)

- ・まずは現行制度において運用面での解決に取り組むべきだが、その上で解決できない課題に対して制度改革を検討するのが基本。
- ・二重行政的なものを制度的に解決するとともに、地域の実情に応じて地域が自主的に行政体制を選択できる制度にすべき。

設問3 必要がない理由は？(設問1で「①必要はない」と答えた4団体)

4団体の回答

4団体のうち
指定都市を有する2団体の回答



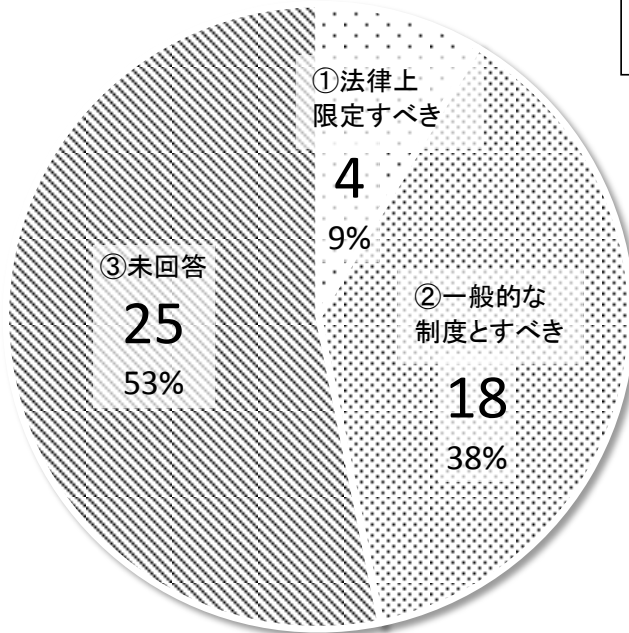
設問3 その他意見(抜粋要約)

・地域主権の確立は、都道府県を越えた広域の道州制を導入したうえで、基礎自治体が自立する方向で進めていくべき。

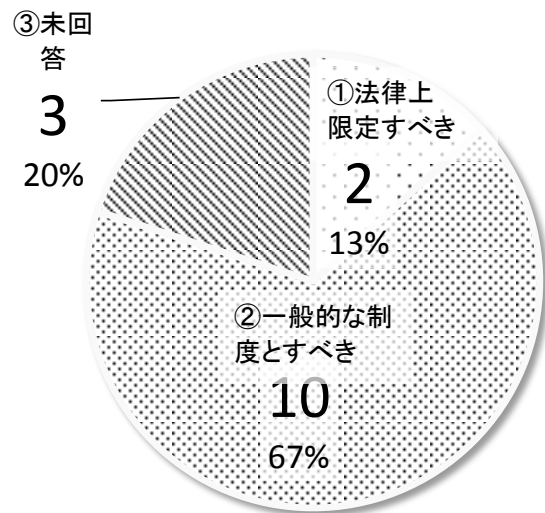
対象とする地域について

設問4 大阪等に限定すべきか？

全47都道府県の回答



指定都市を有する15団体の回答

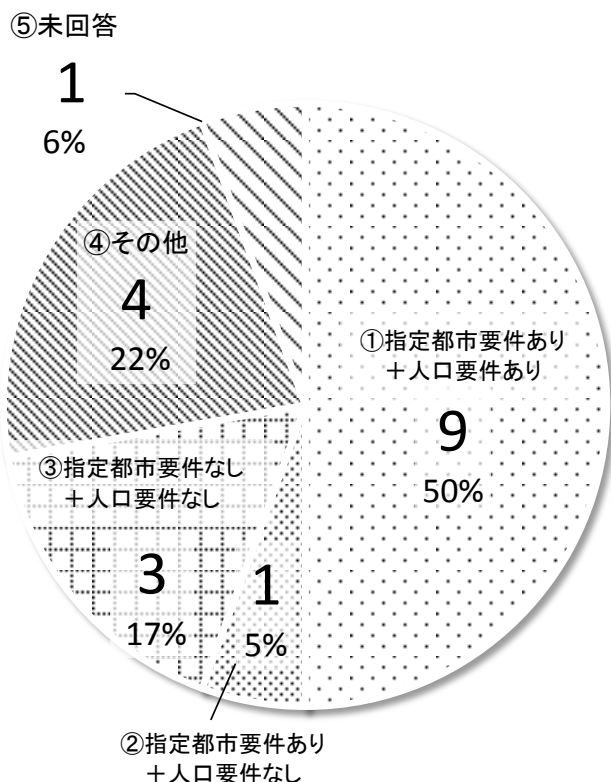


設問4 上記回答をした理由(抜粋要約)

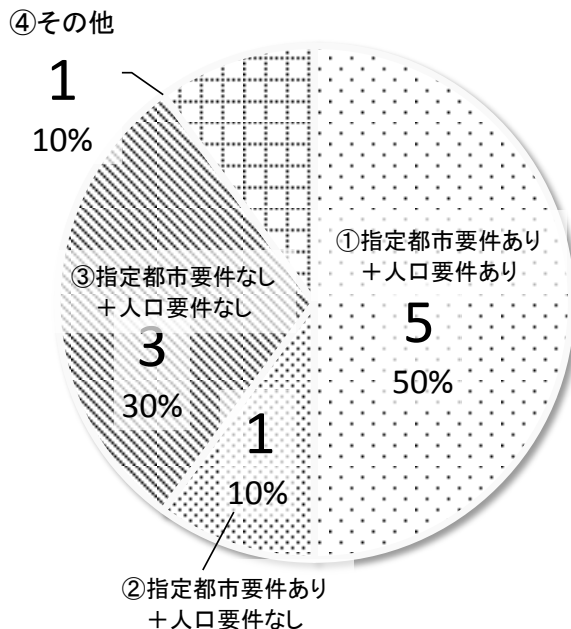
- ・地域の問題は、地域に実情により地域が判断すべきだが、大都市制度については、特別区を設けるにふさわしい大都市に限るべき。
- ・地域主権改革の趣旨を踏まえ、地域が自主的に決定できる制度にすべき。
- ・制度創設目的等を整理したうえで、対象地域も検討すべき。

設問5 対象地域についての要件は？（設問4で「②一般的な制度とすべき」と答えた18団体）

18団体の回答



17団体のうち
指定都市を有する10団体の回答



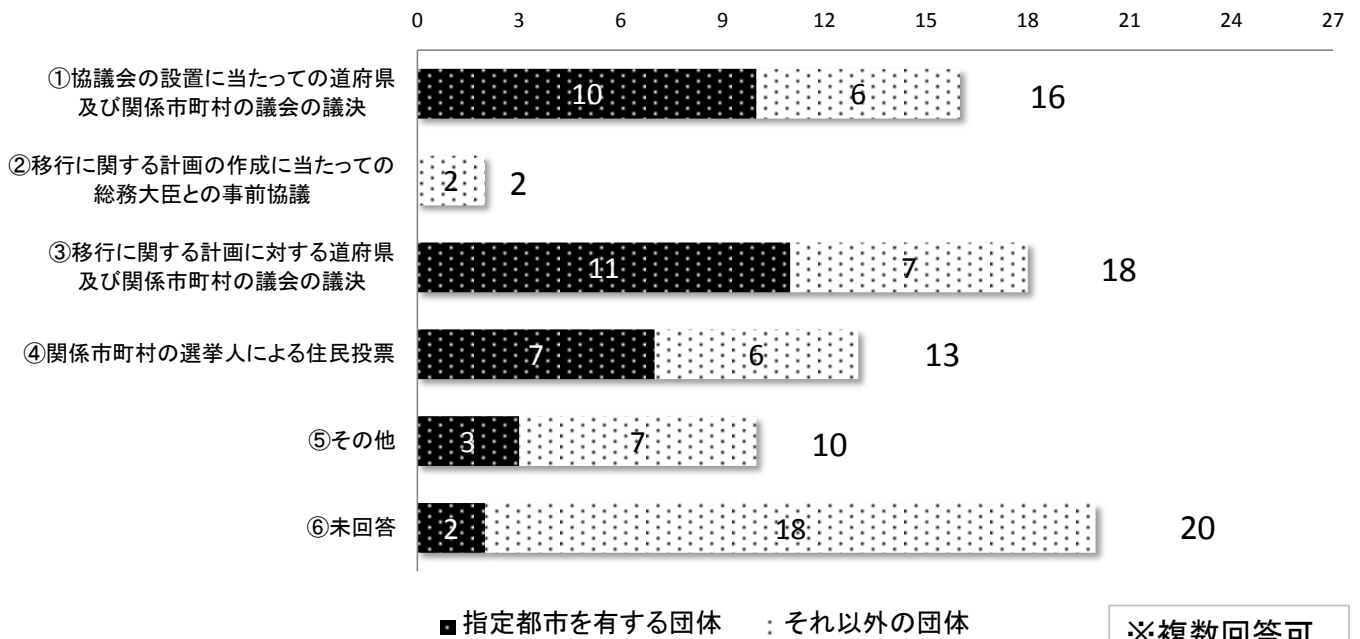
設問5 その他意見(抜粋要約)

- ・大都市が自らの実態に合わせて対象地域を自ら決定できる制度が適当。
- ・政令指定都市の有無にかかわらず複数市町村の人口規模での要件の設定は必要。
- ・大都市地域はさまざまなので、対象とする地域を十分に議論したうえで定めるべき。

特別区への移行に関する手続について

設問6 法定化すべき手続は？

全47都道府県の回答



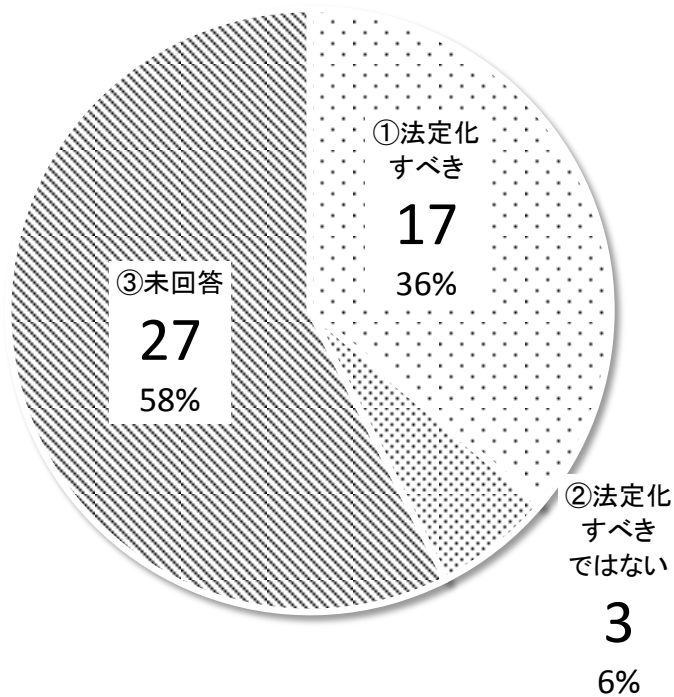
設問6 その他意見(抜粋要約)

- ・都市の実態にあわせて地方が自らの自治のあり方を考え、その発意が尊重される手続とすること。
- ・住民投票の実施は各自治体の条例で決定できるようにすべき。
- ・地域主権改革の考え方にに基づき、国の関与をできる限り少なく、地方の意見がより尊重されるべき。

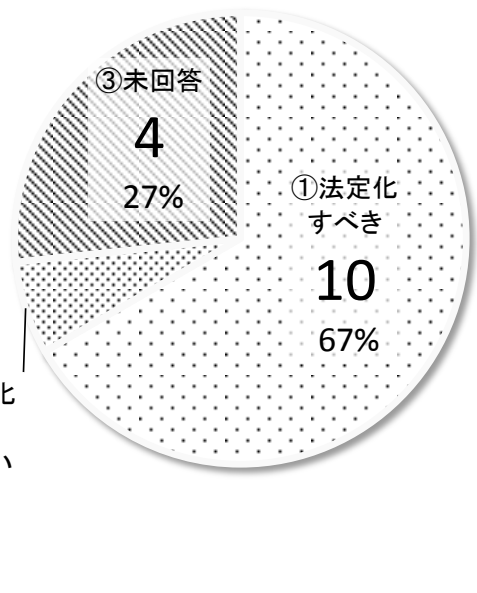
都と特別区の権限配分及び財政調整について

設問7 協議により自主的に決定できる制度を法定化すべきか？

全47都道府県の回答



指定都市を有する15団体の回答

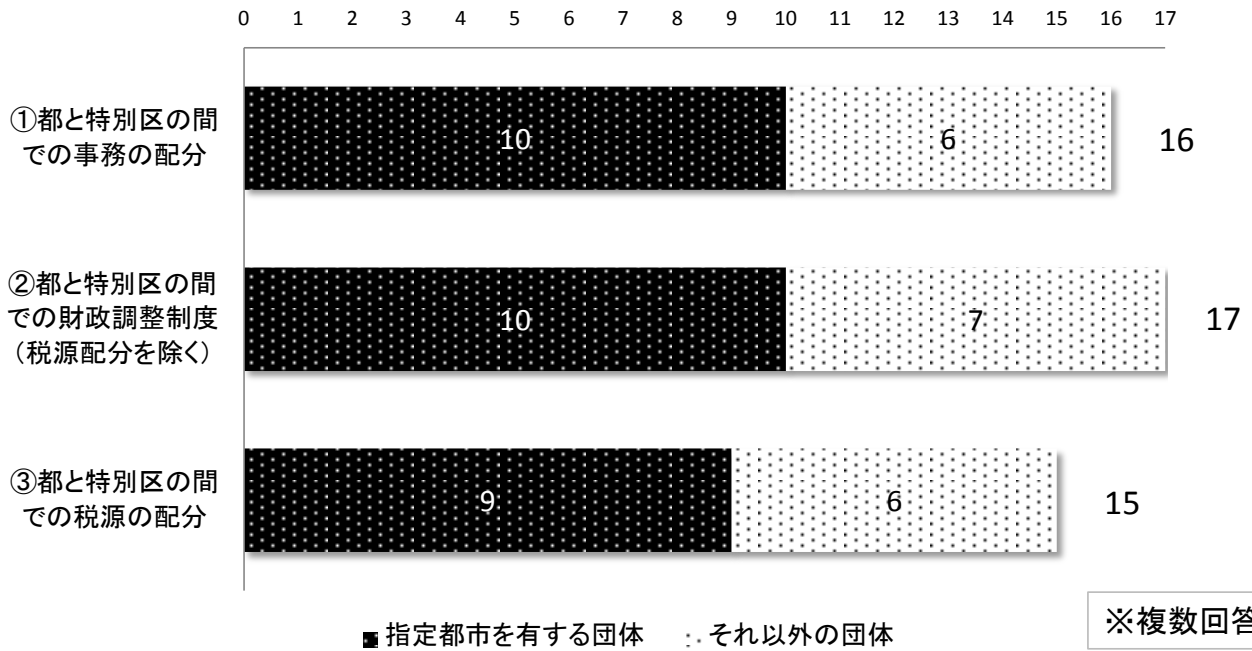


設問7 上記回答をした理由(抜粋要約)

- ・地域の実情に応じて自主的に決定できるようにすべき。
- ・現行制度は整合性の取れた制度。権限移譲も可能で、基礎自治体の充実が図られている。
- ・地域主権の観点からむしろ法定化すべきではない。

設問8 何を法定化すべきか？（設問7で「①法定化すべき」と答えた17団体）

17団体の回答



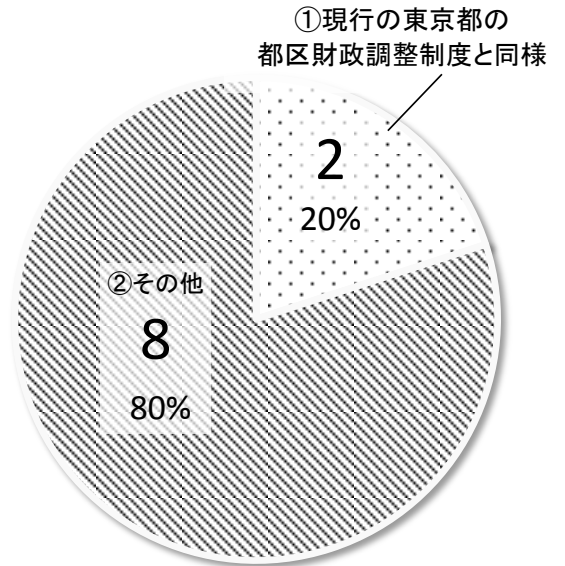
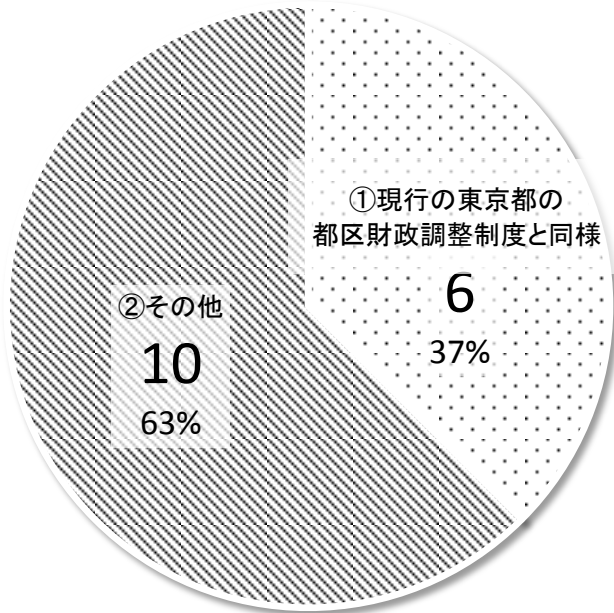
設問8 上記回答をした理由(抜粋要約)

- ・地域の実情に応じて広く自主的に決定できるようにすべき。
- ・財政調整制度及び税源配分については他の地域への影響を十分考慮すべき。
- ・税源のあり方等について、国として一定の考え方を示す必要がある。

設問9 都と特別区でどう財源調整すべきか？（設問8で「①事務配分」と回答した16団体）

16団体の回答

16団体のうち
指定都市を有する10団体の回答



設問9 その他意見(抜粋要約)

- ・地域がその実情に応じて自主的に決められる制度とすべき。
- ・地方交付税の不交付団体においても現行の都区財政調整制度が機能するか検討が必要。
- ・新たな都区は現在の東京都とは財政状況などが大きく異なるため、現行の都区財政調整制度とは切り離して検討すべき。
- ・現行の都区財政調整制度に限らず、地方交付税等を通じて確実に調整する方法を講ずべき。

設問10 各政党の制度改革案に対する自由意見(抜粋要約)

(積極的意見)

- ・速やかな法案の成立を望む。
- ・各政党の都構想に関する制度改革の検討の取組を大いに期待。

(慎重意見)

- ・本来、国、地方の役割分担のあり方を一体的に検討する必要がある。
- ・現行の大都市制度において、どのような課題が存在するのか、その解決に法改正が必要なのか、住民にとって何が最良の制度なのかという地方行政制度の基本的なあり方をまず検討すべき。
- ・都道府県のあり方とあわせて検討する必要。
- ・中小都市を含め地域の特性に合わせた多様な自治の推進という視点で改善されるべき。
- ・当該地域で完結する制度とすべきで、財政調整制度は他の地域に影響を及ぼさないように制度設計をすべき。
- ・手続的な内容がクローズアップされており、地方分権・地域主権改革を実現していく方策が足りない。
- ・多分に大阪固有の問題であると認識。

(判断保留)

- ・現段階で法制定の是非を判断することはできない。

(その他)

- ・政争の具として語られるべきではない。